

答 申 第 1 2 3 号
(諮 問 第 1 2 4 号)

令和 7 年 (2025 年) 1 月 31 日

鎌倉市教育委員会 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 5 年 (2023 年) 1 月 30 日付け鎌教委教総第 6786 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

個人情報一部開示決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和4年（2022年）4月12日付けで、審査請求人が個人情報の開示を請求した「鎌倉市立□□学校及び鎌倉市教育委員会において、○○に関するスクールカウンセラーの記録。また、□□学校と市教育委員会とのやりとりの記録 △△△学年時以降すべて。なお、教育センターも含む。」について、実施機関鎌倉市教育委員会が令和4年（2022年）7月5日付け鎌倉市教育委員会指令教指第3号で行った個人情報一部開示決定処分は妥当である。ただし、非開示とした情報のうち、別表に掲げるものは開示すべきである。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 個人情報開示等請求書の提出

審査請求人は、令和4年（2022年）4月12日付けで鎌倉市個人情報保護条例（平成5年10月条例第8号。以下「旧条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「鎌倉市立□□学校及び鎌倉市教育委員会において、○○に関するスクールカウンセラーの記録。また、□□学校と市教育委員会とのやりとりの記録 △△△学年時以降すべて。なお、教育センターも含む。」に係る個人情報開示等請求（以下「本件請求」という。）を法定代理人を通じて行った。

イ 本件処分について

実施機関は、本件請求に対し、令和4年（2022年）7月5日付け鎌倉市教育委員会指令教指第3号で個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和4年（2022年）10月5日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和4年（2022年）10月5日付けで提出した審査請求書における主張から、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人による口頭意見陳述は実施していない。

ア 本人には自身の情報や記録を知る権利があること。

イ 本件処分で一部開示された□□学校いじめに関する調査委員会議事録の非開示部分の開示を求める。

ウ 本件請求により、□□学校いじめに関する調査委員会議事録と思われるものの存在は確認できるが、それ以外の記録文書が一切なく、本件請求に係る記録文書すべての開示を求める。

3 実施機関の個人情報一部開示決定理由説明要旨

令和4年（2022年）11月11日付けで提出された弁明書及び令和6年（2024年）2月13日に実施した実施機関の口頭による決定理由説明によると、実施機関が個人情報一部開示決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、「本人には知る権利があり、開示を求める。」と主張しているが、知る権利も無制限ではない。
- (2) 旧条例第18条は、自己を本人とする個人情報の開示請求権を定めているが、個人情報の開示にあたっては、旧条例第19条第1項各号に定める非開示事由に該当する場合は、非開示とすることができると規定している。
- (3) 本件処分に係る個人情報には、第三者のプライバシーを侵害するおそれのある情報や、本人に対しても開示することが適当でないと認められる情報も含まれていることなどから、本件処分で非開示とした箇所は、次の理由から旧条例第19条第1項第2号及び第4号に該当するものである。

ア 旧条例第19条第1項第2号に該当とした理由

開示請求者以外の個人に関する情報であり、特定の個人が識別されるため、開示請求者に開示することにより当該個人の正当な利益を侵害することとなるため非開示とした。

イ 旧条例第19条第1項第4号に該当とした理由

学校での生活、指導、相談、評価について関係者による専門的見地からの所見、所見に基づく方針及びやり取りの記録には、個人の指導、相談、評価（以下「指導等」という。）に関する情報が記載されている。

指導等に関する情報は、生徒指導等にあたり関係者が専門的知見に基づき、状況を主観的に分析し、協議した経過がありのままだに記載されたものであり、仮に開示した場合、指導等に次のような著しい支障を生じるおそれがあり、効果的、継続的な教育事務の遂行が困難となる。

(ア) 開示請求者に不正確な理解や誤解を与えるおそれ

(イ) 不正確な理解を与えるおそれを避けるために記録が形骸化するおそれ

(ウ) 必要な関係者から情報が得られなくなるおそれ

(4) 開示の対象文書について

審査請求人は、審査請求書の中で開示対象となるべき個人情報すべてが開示されていないと主張しているが、実施機関が保有するのは本件処分で示したものですべてである。

4 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

(1) 審査請求人は、実施機関及び自身が通学していた学校が保有する自己の情報に係る文書の開示を求めて本件請求を行っている。

審査請求人の本件請求に対し、実施機関は、「□□学校いじめ調査委員会会議録」（以下「本件文書」という。）を対象文書として特定し、旧条例第 19 条第 1 項第 2 号及び第 4 号のいずれかに該当するとして、個人情報一部開示決定を行った。

審査請求人は、本件処分について、一部開示した記録文書以外にも審査請求人の求める記録文書が存在し、また実施機関が示した非開示事由に該当しないと主張していることから、対象文書の特定及び非開示事由該当性について、以下、検討する。

(2) 本件請求対象文書の特定について

審査請求人は、本件請求前の令和 3 年（2021 年）12 月 16 日付けで、実施機関に対し「鎌倉市立□□学校及び鎌倉市教育委員会において○○に関する情報 △学年以降すべて」とする個人情報の開示請求（以下、「前回請求」という。）を行っていたが、他にも文書が存在すると思料し、「スクールカウンセラーの記録」及び「△△△校と市教育委員会とのやりとりの記録」を具体的に摘示して本件請

求を行っている。

この点、文書の特定に関して実施機関の口頭理由説明及び弁明書による説明を総合すると、大要は次のとおりである。

ア スクールカウンセラーの記録

相談人数や相談内容の類型など数値的な情報は提出があるが、スクールカウンセラーが個々の生徒にカウンセリングしたやりとりの記録を作成し、鎌倉市及び学校に対し文書で報告することではなく、「カウンセラーの記録」に関する文書を取得し、又は作成していないため、当該文書は存在しない。

イ □□学校と教育委員会とのやりとりの記録

本件請求は、審査請求人が前回請求により特定した以外の文書の開示を求めているところ、「□□学校と市教育委員会とのやりとりの記録」として本件文書を特定したうえで一部開示決定処分を行ったものであり、本件文書以外には該当する文書は存在しない。

ウ これら実施機関の主張及び文書の特定の状況について特段の不自然、不合理な点は見当たらず、また、実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠は認められない。

したがって、実施機関が本件請求に対し本件文書を特定したことは妥当である。

(3) 旧条例第 19 条第 1 項第 2 号該当性について

ア 旧条例第 19 条第 1 項第 2 号は、「開示請求をした者（中略）以外の個人に関する個人情報が含まれる場合であって、開示請求者に開示することにより当該個人の正当な利益を侵害することになると認められるとき」は非開示とする旨を規定している。

イ 当審査会が本件文書を見分したところ、実施機関が説明するとおり、実施機関が非開示とした箇所には、審査請求人以外の個人名又は審査請求人以外の者を特定することができる内容が記されていた。

よって、旧条例第 19 条第 1 項第 2 号に基づき非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 旧条例第 19 条第 1 項第 4 号該当性について

ア 旧条例第 19 条第 1 項第 4 号は、「個人の相談、指導、診断、評価、判定、選考等に関する情報であって、開示請求者に開示する

ことにより、当該相談、指導、診断、評価、判定、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき」は非開示とする旨を規定している。

イ 当審査会が本件文書を見分したところ、実施機関が非開示とした箇所には、審査請求人に関する指導等の記録が記載されていた。これを公にすると、評価者が専門的な知見に基づく評価や、経過に関する正確な記録の記載をためらい、形式的な記載にとどめることとなる結果、効果的、継続的な指導等の実施に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる。

よって、旧条例第 19 条第 1 項第 4 号に基づき非開示とした実施機関の判断は、妥当である。

ウ しかしながら、本件文書には、学校の欠席状況や開示請求を行った事実等、審査請求人が当然に知り得る事柄、又は会議録における定型的な見出しや挨拶等の形式的な記載も含まれており、これらの情報を開示しても実施機関の主張するおそれはないと認められることから、別表に掲げる箇所については、開示すべきである。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別表) 公開すべき情報 ～記載省略～

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日		内 容
R	4 / 4 / 1 2	個人情報開示請求書が提出される
	7 / 5	個人情報一部開示決定通知書
	1 0 / 6	審査請求書が提出される。(処分庁：鎌倉市教育委員会教育指導課 審査庁：教育総務課) (同年 10 月 5 日付け)
	1 1 / 1 1	処分庁が審査庁に審査請求に係る弁明書を提出
	5 / 1 / 3 0	審査会に諮問
	6 / 2 / 1 3	第 154 回審査会で審議 (実施機関の口頭による決定理由説明)
	4 / 8	第 155 回審査会で審議
	5 / 3 1	第 156 回審査会で審議
	6 / 2 8	第 157 回審査会で審議
	7 / 2 6	第 158 回審査会で審議
	9 / 1 2	第 159 回審査会で審議
	1 1 / 7	第 160 回審査会で審議
	1 2 / 6	第 161 回審査会で審議
	7 / 1 / 1 6	第 162 回審査会で審議
	1 / 3 1	答申 (答申第 1 2 3 号)